

平成 28 年 第 4 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 28 年 12 月 7 日 提 出

目 次

同意第5号	人権擁護委員の推薦について	1
報告第6号	損害賠償の額の決定及び和解について	2
報告第7号	損害賠償の額の決定及び和解について	4
議案第46号	東浦町飲酒運転根絶条例の制定について	6
議案第47号	東浦町景観条例の制定について	9
議案第48号	東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	16
議案第49号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	32
議案第50号	東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について	34
議案第51号	東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	40
議案第52号	東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	42
議案第53号	東浦町職員の退職管理に関する条例の一部改正について	45
議案第54号	東浦町税条例等の一部改正について	47
議案第55号	東浦町国民健康保険税条例の一部改正について	69
議案第56号	東浦町手数料条例の一部改正について	73
議案第57号	知多地方教育事務協議会規約の変更について	74
議案第58号	平成28年度東浦町一般会計補正予算（第3号）	別添
議案第59号	平成28年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別添
議案第60号	平成28年度東浦町土地取得特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第61号	平成28年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第62号	平成28年度東浦町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別添
議案第63号	平成28年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）	別添
議案第64号	指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）	76

同意第5号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成28年12月7日提出

東浦町長 神谷明彦

杉浦義治

提案理由

人権擁護委員杉浦義治が、平成29年3月31日任期満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

報告第6号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月7日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 9 月 27 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成28年8月22日（月）午前9時20分頃、於大公園西交差点南東の明德寺川沿いの堤防において、職員が自動乗用型草刈機により草を刈っていた際、乾坤院駐車場前を東進する相手方の車両に、当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両のフロントガラスが破損した。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

332,970 円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損 害 額	0 円	332,970 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	332,970 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、332,970 円を支払うこととする。

報告第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月7日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 11 月 11 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

下水道工事の仮舗装の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成28年8月8日（月）午後9時頃、相手方が車で町道石浜275号線を北から南へ走行していたところ、右前輪が下水道工事の仮舗装の陥没部分に落下し、当該右前輪（タイヤ及びホイール）が破損した。

2 相手方の住所及び氏名

3 損害賠償の額

39,852 円

	甲（東浦町）	乙（*****）
損 害 額	0 円	132,840 円
過 失 割 合	30%	70%
賠 償 額	39,852 円	0 円

4 和解の内容

甲は乙に対して、39,852 円を支払うこととする。

議案第 46 号

東浦町飲酒運転根絶条例の制定について

東浦町飲酒運転根絶条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町飲酒運転根絶条例

(目的)

第 1 条 この条例は、飲酒運転の根絶に関する理念と施策の基本を定めることにより、町、町民等、事業者及び酒類提供者が一体となった飲酒運転根絶の活動を推進し、飲酒運転のない安全で安心な町民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車、同項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 飲酒運転 酒気を帯びて自動車等を運転する行為をいう。
- (3) 町民等 町内に居住し、勤務し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 酒類提供者 酒類を提供し、若しくは販売する者又はこれらの行為に従事等する者をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、飲酒運転の根絶に関する施策を実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策を推進するために、町民等、事業者、酒類提供者並びに愛知県及びその他の関係機関と連携して、飲酒運転の根絶に向けた活動を実施するものとする。

(町職員の責務)

第 4 条 町の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条に規定する一般職又は特別職に属する者をいう。）は、飲酒運転の根絶について、自らの行動を厳しく律するとともに、町民等に範を示すべき立場を深く自覚し、及び率先して取り組むものとする。

(町民等の責務)

第 5 条 町民等は、飲酒運転が重大事故の原因となるものであることを自覚し、日頃から一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い意志をもって、家庭、地域及び職場において飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めるものとする。

- 2 町民等は、飲酒運転をするおそれがある者に対し、飲酒運転を防止するために必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 町民等は、町が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業の用に供する自動車等の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等の飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員及びその関係者に対し、飲酒運転の根絶に関する教育、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、町が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(酒類提供者の責務)

第7条 酒類提供者は、酒類の提供を受ける者が飲酒運転をするおそれがあるときは、飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 酒類提供者は、施設、駐車場等の見やすい場所に飲酒運転の防止を呼びかける文書、ポスター等を掲示する等の飲酒運転を根絶するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 酒類提供者は、町が実施する飲酒運転の根絶に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(飲酒運転根絶町民運動の日)

第8条 町は、町民等の飲酒運転の根絶に対する関心と理解を深めるため及び町民等が行う飲酒運転の根絶に関する活動を促進するため、飲酒運転根絶町民運動の日を定めるものとする。

- 2 飲酒運転根絶町民運動の日は、町長が指定する日とし、町、町民等、事業者、酒類提供者並びに愛知県及びその他の関係機関と連携して、飲酒運転の根絶に関する啓発活動を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(東浦町交通安全条例の一部改正)

- 2 東浦町交通安全条例（平成13年東浦町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(飲酒運転の根絶) 第9条 <u>飲酒運転の根絶に関し必要な事項は、別に定める。</u>	(飲酒運転の根絶) 第9条 <u>町長は、関係機関等と連携して飲酒運転の根絶に関する普及啓発活動を行い、飲酒運転の根絶の気運を高めるよ</u>

	<u>う努めるものとする。</u> <u>2 住民及び事業者は、家庭、職場、地域社会等において飲酒運転を助長するお</u> <u>それのある環境の根絶に努めるととも</u> <u>に、相互に協力して飲酒運転の根絶のた</u> <u>めの活動を推進するよう努めるものと</u> <u>する。</u>
--	--

提案理由

飲酒運転の根絶に関する理念と施策の基本を定めるため提案するものである。

議案第 47 号

東浦町景観条例の制定について

東浦町景観条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町景観条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 景観計画（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 行為の届出に関する事項等（第 7 条—第 14 条）
- 第 4 章 景観重要建造物等（第 15 条—第 18 条）
- 第 5 章 景観形成の推進施策（第 19 条—第 21 条）
- 第 6 章 東浦町景観審議会（第 22 条）
- 第 7 章 雑則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本町の特性を生かした良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、魅力ある景観の保全、活用及び創造に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第 2 条 町は、良好な景観の形成を推進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 町は、公共施設（法第 7 条第 4 項に規定する公共施設をいう。）の整備を行う場合には、良好な景観を形成するために先導的役割を担うよう努めなければならない。

（町民及び事業者の責務）

第 3 条 町民及び事業者は、良好な景観の形成に寄与するよう努めるとともに、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

第 2 章 景観計画

（景観計画）

第 4 条 町長は、法第 8 条第 1 項の規定に基づく良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

（景観計画への適合）

第 5 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出を行った者は、当該届出に係る

行為を景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合させなければならない。

(景観形成重点区域)

第6条 町長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域において、良好な景観の形成を図るため特に必要があると認める区域を景観形成重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 町長は、重点区域に関する事項を景観計画に定めるものとする。

3 町長は、重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該重点区域の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、東浦町景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、重点区域を指定するときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

5 町長は、必要があると認める場合は、重点区域を変更し、又は重点区域の指定を解除することができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による重点区域の変更又は重点区域の指定の解除について準用する。

第3章 行為の届出に関する事項等

(事前協議)

第7条 法第16条第1項の規定により届出を行う者は、当該届出を行う前に、当該届出に関する事項について、町長に協議しなければならない。

2 前項の協議（以下「事前協議」という。）を申し出る者（以下「事前協議者」という。）は、規則で定めるところにより、事前協議書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容について、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に基づき協議を行うものとする。

4 町長は、事前協議が終了したときは、事前協議者に対し、書面でその旨を通知するものとする。

(条例で定める届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。

(届出の方法)

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定により届出を行う者は、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項に定めるもののほか、規則で定める書類を当該届出に添付しなければならない。

(助言又は指導)

第10条 町長は、事前協議又は法第16条第1項若しくは第2項に規定する届出を行った者に対し、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。

(条例で定める届出の適用除外行為)

第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕に限る。）若しくは模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替に限る。）又は色彩の変更（大規模の色彩の変更に限る。）
- (2) 法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕（大規模の修繕に限る。）若しくは模様替（大規模の模様替に限る。）又は色彩の変更（大規模の色彩の変更に限る。）

(勧告及び命令の手續等)

第13条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、東浦町景観審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わない場合の措置)

第14条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、良好な景観の形成のために必要な措置を行わないと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告に係る行為の内容及び場所
- (3) 当該勧告の内容

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等の手續)

第15条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、東浦町景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 町長は、前項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により準用する第1項の規定は、法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときにおける法第27条第1項の規定による景観重要建造物の指

定の解除については、適用しない。

(景観重要建造物の管理方法の基準)

第16条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないよう行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、東浦町景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、前項の指定をしたときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。この場合において、第1項中「ときは、同条第2項に定めるもののほか」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定により準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

第18条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準として条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な措置を講ずること。

第5章 景観形成の推進施策

(景観アドバイザー)

第19条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、東浦町景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を設置することができる。

- 2 景観アドバイザーは、景観計画に定める良好な景観の形成に関する事項について意見を述べるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、町長が定める。

(助成等)

第20条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為等を行う者に対し、予算の範囲内において当該行為等に要する費用の一部を助成し、又は技術的支援を

行うことができる。

- 2 町長は、前項の規定により助成し、又は技術的支援を行おうとするときは、あらかじめ、東浦町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(表彰)

第21条 町長は、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる建築物（法第7条第2項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）、工作物（建築物を除く。）、屋外広告物（同条第3項に規定する屋外広告物をいう。）その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 町長は、良好な景観の形成に特に寄与していると認められる活動を行う者を表彰することができる。

- 3 町長は、前2項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ、東浦町景観審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 東浦町景観審議会

(景観審議会)

第22条 町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項を調査審議するため東浦町景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、良好な景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから町長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の規定は、平成29年6月1日以後に行う法第16条第1項の規定による届出に係る行為について適用する。

(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36

年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
職名		報酬の額	職名		報酬の額
教育委員会委員の項から環境審議会委員の項まで 略			教育委員会委員の項から環境審議会委員の項まで 略		
都市計画審議会委員	日額	10,000 円	都市計画審議会委員	日額	10,000 円
景観審議会委員	日額	10,000 円	旅館建築審査会委員の項からその他の非常勤の職員の項まで 略		
備考 略			備考 略		

別表第1(第8条関係)

- (1) 行為に係る面積が500平方メートルを超える行為であつて、次に掲げるもの
 - ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - イ 木竹の植栽又は伐採
 - ウ 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積
- (2) 水面の埋立て又は干拓
- (3) 愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号。以下「県条例」という。)に規定する次に掲げる許可を要する行為
 - ア 県条例第5条第1項若しくは第2項又は第6条第5項若しくは第6項の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る許可
 - イ 県条例第10条第1項の規定による広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造に係る許可

別表第2(第11条関係)

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する建築等であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定により算定するものをいう。)が10メートル以下のもの
 - イ 延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算定するものをいう。)が1,000平方メートル以下のもの
 - ウ 各戸の総数が20戸未満の共同住宅に係るもの(一団を形成すると町長が認める区域にあつては、当該区域における全ての共同住宅(複数の事業者に係るも

のを含む。)の各戸の総数が20戸未満となる場合に限る。)

(2) 法第16条第1項第2号に規定する建設等(太陽光を電気に変換する設備(以下「太陽光発電設備」という。)に係るものを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの

ア 地上からの高さが10メートル以下のもの

イ 敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートル以下のもの

(3) 法第16条第1項第2号に規定する建設等(太陽光発電設備に係るものに限る。)

であって、当該設備に係る太陽電池モジュールの水平投影面積が1,000平方メートル以下のもの

(4) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為であって、当該開発行為に係る面積が500平方メートル以下のもの

提案理由

景観法の施行及び良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

議案第 48 号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）の一部を次
のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 80、12 月に支給する場合においては 100 分の 90</u> を乗	(勤勉手当) 第 18 条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 80</u> を乗じて得た額の総額

じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当 該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては 100</u> <u>分の 37.5、12月に支給する場合にお</u> <u>いては 100 分の 42.5 を乗じて得た額</u> の総額 3 から 5 まで 略	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当 該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 37.5 を乗じて得た額の総額</u> 3 から 5 まで 略
---	--

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表 (一)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400

23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	

61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				

99		295,700	343,700						
100		296,100	344,000						
101		296,300	344,300						
102		296,600	344,700						
103		297,000	345,100						
104		297,300	345,500						
105		297,500	346,000						
106		297,800	346,400						
107		298,200	346,800						
108		298,500	347,200						
109		298,700	347,700						
110		299,100	348,100						
111		299,500	348,400						
112		299,800	348,700						
113		299,900	349,200						
114		300,200							
115		300,500							
116		300,900							
117		301,100							
118		301,300							
119		301,600							
120		301,900							
121		302,300							
122		302,500							
123		302,800							
124		303,100							
125		303,400							
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円

以外の職員	1	127,900	179,200	200,900
	2	128,800	180,700	202,300
	3	129,800	182,200	203,700
	4	130,700	183,700	205,000
	5	131,700	185,000	206,300
	6	132,700	186,500	207,700
	7	133,700	187,900	209,100
	8	134,700	189,300	210,500
	9	135,500	190,700	211,900
	10	136,500	191,900	213,500
	11	137,500	193,200	215,100
	12	138,600	194,300	216,500
	13	139,400	195,500	217,800
	14	140,400	196,600	219,300
	15	141,400	197,700	220,800
	16	142,400	198,800	222,100
	17	143,500	199,900	223,100
	18	144,700	201,000	223,900
	19	145,900	202,000	224,800
	20	147,100	203,000	225,800
	21	148,200	204,000	226,700
	22	149,400	205,100	228,200
	23	150,600	206,200	229,500
	24	151,800	207,200	230,600
	25	153,000	208,100	232,100
	26	154,500	209,000	233,400
	27	156,000	209,700	234,700
	28	157,500	210,600	236,000
	29	158,900	211,500	237,100
	30	160,400	212,700	238,300
	31	161,900	213,700	239,600
	32	163,400	214,600	240,800
	33	164,900	215,300	241,900
	34	166,700	216,500	243,200
	35	168,500	217,600	244,300
	36	170,300	218,800	245,500
	37	172,100	219,600	246,800
	38	173,800	220,800	248,000

39	175,500	222,000	249,300
40	177,200	223,100	250,600
41	178,800	224,000	251,600
42	180,200	225,200	252,900
43	181,600	226,200	254,000
44	183,000	227,300	255,300
45	184,500	228,400	256,200
46	185,900	229,500	257,300
47	187,300	230,600	258,500
48	188,700	231,600	259,500
49	190,000	232,600	260,700
50	191,200	233,700	261,900
51	192,300	234,800	263,100
52	193,500	236,000	264,000
53	194,600	237,100	265,100
54	195,700	238,100	266,200
55	196,800	239,000	267,400
56	197,900	239,800	268,600
57	199,000	240,800	269,500
58	200,000	241,800	270,500
59	201,000	242,800	271,600
60	202,000	243,700	272,600
61	203,100	244,700	273,700
62	204,000	245,600	274,800
63	204,900	246,500	275,700
64	205,800	247,400	276,800
65	206,500	248,200	277,700
66	207,300	249,000	278,500
67	208,000	249,800	279,300
68	208,800	250,500	280,100
69	209,200	251,300	280,900
70	209,800	251,900	281,700
71	210,100	252,400	282,500
72	210,700	252,900	283,200
73	211,000	253,100	284,000
74	211,600	253,500	284,700
75	212,100	254,000	285,500
76	212,900	254,500	286,300

77	213,100	255,000	286,900
78	213,800	255,400	287,400
79	214,300	255,900	287,900
80	214,900	256,400	288,300
81	215,600	256,700	288,700
82	216,100	257,000	289,100
83	216,700	257,300	289,600
84	217,400	257,600	290,100
85	218,000	257,800	290,500
86	218,600	258,000	291,100
87	219,100	258,300	291,700
88	219,800	258,600	292,300
89	220,300	258,800	292,600
90	220,900	259,000	293,100
91	221,500	259,400	293,600
92	222,000	259,600	294,000
93	222,400	259,900	294,400
94	222,900	260,300	294,900
95	223,400	260,600	295,400
96	223,900	260,900	295,900
97	224,500	261,100	296,200
98	225,000	261,400	296,600
99	225,500	261,600	297,100
100	226,000	261,900	297,600
101	226,400	262,200	298,000
102	226,900	262,400	298,400
103	227,500	262,700	298,700
104	228,100	263,000	299,000
105	228,500	263,200	299,300
106	229,000	263,400	299,700
107	229,500	263,700	300,100
108	229,900	263,900	300,500
109	230,100	264,200	300,800
110	230,500	264,500	301,200
111	231,000	264,800	301,600
112	231,500	265,000	301,900
113	231,800	265,200	302,100
114	232,300	265,500	302,400

115	232,800	265,700	302,700
116	233,300	265,900	302,900
117	233,600	266,200	303,100
118	234,000	266,500	303,400
119	234,400	266,800	303,700
120	234,800	267,100	303,900
121	235,200	267,200	304,100
122		267,500	304,400
123		267,800	304,700
124		268,100	304,900
125		268,200	305,100
126		268,500	305,400
127		268,800	305,700
128		269,100	305,900
129		269,200	306,100
130		269,500	306,400
131		269,800	306,700
132		270,100	306,900
133		270,200	307,100
134		270,500	
135		270,800	
136		271,100	
137		271,200	
再任用職員	192,800	203,900	222,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、町長が定めるものに適用する。

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後		改正前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）

1	372,000	1	371,000
2	420,000	2	419,000
3から6まで	略	3から6まで	略
7	829,000	7	828,000
2から5まで 略 (給与条例の適用除外等)		2から5まで 略 (給与条例の適用除外等)	
第9条 略		第9条 略	
2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東浦町条例第25号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。		2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「第8条の3第1項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年東浦町条例第25号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「 <u>、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の160</u> 」とあるのは「100分の157.5」とする。	
3及び4 略		3及び4 略	

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(扶養手当)	(扶養手当)
第9条 略	第9条 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
(1) 略	(1) 略
(2) <u>満22歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある <u>子</u>	(2) <u>22歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある <u>子及び孫</u>
(3) <u>満22歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある <u>孫</u>	

(4) <u>満 60 歳</u>以上の父母及び祖父母 (5) <u>満 22 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 (6) 略 3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族</u>（以下「<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>」という。）については 1 人につき 6,500 円、<u>同項第 2 号に該当する扶養親族</u>（以下「<u>扶養親族たる子</u>」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。 4 <u>扶養親族たる子のうちに満 15 歳</u>に達する日以後の最初の 4 月 1 日から<u>満 22 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額</u>を同項の規定による額に加算した額とする。 第 10 条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合</u>においては、その職員は、直ちに<u>その旨</u>を任命権者に届け出なければならない。 (1) 略 (2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合</u>（<u>扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を</u>	(3) <u>60 歳</u>以上の父母及び祖父母 (4) <u>22 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 (5) 略 3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第 1 号に該当する扶養親族</u>については 13,000 円、<u>同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族</u>（次条において「<u>扶養親族たる子、父母等</u>」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 11,000 円）とする。 4 <u>扶養親族たる子のうちに 15 歳</u>に達する日以後の最初の 4 月 1 日から<u>22 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額</u>を同項の規定による額に加算した額とする。 第 10 条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の二に該当する事実が生じた場合</u>においては、その職員は、直ちに<u>その旨</u>（<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。</u>）を任命権者に届け出なければならない。 (1) 略 (2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合</u>（<u>前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除</u>
--	---

欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改

く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要

定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

第18条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外

件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第18条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外

の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 85</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 40</u> を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略	の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 80、12 月に支給する場合においては 100 分の 90</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 37.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 42.5</u> を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで 略
---	---

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（平成 26 年東浦町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第	(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第

2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 162.5」とする。	2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」とする。
3 及び 4 略	3 及び 4 略

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条及び附則第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の東浦町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条の規定による改正後の東浦町職員の給与に関する条例第 9 条第 3 項並びに第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定の適用については、同条例第 9 条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者が不在の場合において、扶養親族たる子がないときにあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条例第 10 条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至

「（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者
った場合を除く。）」とあるのは （3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等

（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等
がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養

がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族として

の要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条例第10条第3項中「においては、

」

その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

提案理由

職員の給与を改めるため提案するものである。

議案第 49 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 41 年東浦町条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号) 第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 150」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。	(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等にあつては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号) 第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 150」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。

第 2 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準	(期末手当) 第 6 条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準

日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 155</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。	日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例（昭和 36 年東浦町条例第 2 号）第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「<u>100 分の 150</u>」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。
--	--

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 50 号

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 43 年東浦町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(退職手当) 第 15 条 略 2 から 4 まで 略 5 退職した職員が退職の日後失業している場合は、第 1 項及び前項に定めるもののほか、東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和 45 年東浦町条例第 24 号)第 13 条の規定の例により退職手当を支給する。	(退職手当) 第 15 条 略 2 から 4 まで 略 5 勤続期間 12 月以上(雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当する者として管理者が定めるものにあつては、6 月以上)で退職した職員(次項又は第 7 項の規定に該当する者を除く。)が退職の日の翌日から起算して 1 年の期間(管理者が指定する者については、管理者が指定する期間)内に失業している場合において、その者が同法に規定する基本手当の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、退職手当として支給する。 6 勤続期間 6 月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業

	を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。 7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する特例一時金の額に達する退職手当の支給を受けてないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。 8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定する者に対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。
--	---

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和45年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第13条 略	第13条 略

2から4まで 略

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日

2から4まで 略

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた町の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた町の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなした

後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7から10まで 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) から (5) まで 略

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12から14まで 略

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受け

ならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7から10まで 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1) から (5) まで 略

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12から14まで 略

15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、

た者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。 16 及び 17 略	就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。 16 及び 17 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した東浦町職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた町の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第2条の規定による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第13条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における東浦町職員の退職手当に関する条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。
- 3 新条例第13条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下この条及び第5条において「旧条例」という。）第13条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第13条第5項から第8項までの規定

による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第13条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する東浦町職員の退職手当に関する条例第13条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第13条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第13条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する東浦町職員の退職手当に関する条例第13条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 51 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 150」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 175</u>」とする。	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 150」と、「100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）	(期末手当) 第 4 条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）

における給料月額に、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。	における給料月額に、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。
---	---

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

特別職の職員で常勤のものの期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 52 号

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東浦町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(休暇の種類) 第 11 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。 (介護休暇) 第 15 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、<u>任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における</u>休暇とする。 2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。	(休暇の種類) 第 11 条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>とする。 (介護休暇) 第 15 条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、<u>勤務しないことが相当であると認められる場合における</u>休暇とする。 2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。

3 略 (介護時間) <u>第 15 条の 2</u> <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> <u>2</u> <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> <u>3</u> <u>介護時間については、給与条例第 20 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 20 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。</u> (病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認) 第 16 条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	3 略 (病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認) 第 16 条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、<u>及び介護休暇</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。
---	--

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 16 条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 15 条第 1 項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

提案理由

職員の休暇の種類に介護時間を加える等のため提案するものである。

議案第 53 号

東浦町職員の退職管理に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の退職管理に関する条例（平成 28 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
（任命権者等への届出） 第 3 条 管理の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（東浦町立の学校に勤務した県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員をいう。）にあっては、東浦町教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。	（任命権者への届出） 第 3 条 管理の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後 2 年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

東浦町立の学校に勤務した県費負担教職員に係る退職管理に関し、必要な事項を定めるため提案するものである。

議案第 54 号

東浦町税条例等の一部改正について

東浦町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例

(東浦町税条例の一部改正)

第 1 条 東浦町税条例(昭和 29 年東浦町条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 21 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 39 条、第 44 条、第 44 条の 2 若しくは第 44 条の 5 (第 51 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 45 条の 4 第 1 項(第 45 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 46 条第 1 項 (法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 51 条の 7、第 61 条、第 76 条第 2 項、第 90 条第 1 項若しくは第 2 項、第 94 条第 2 項、第 125 条第 1 項又は第 137 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、<u>第 2 号及び第 5 号</u>において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間</u>については、	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 21 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 39 条、第 44 条、第 44 条の 2 若しくは第 44 条の 5 (第 51 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 45 条の 4 第 1 項(第 45 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 46 条第 1 項 (法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 51 条の 7、第 61 条、第 76 条第 2 項、第 90 条第 1 項若しくは第 2 項、第 94 条第 2 項、第 125 条第 1 項又は第 137 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号<u>及び第 2 号</u>において同じ。) の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント (次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u>に掲げる<u>期間</u>については、年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を

年 7.3 パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第 90 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 125 条第 1 項の申告書に係る税額 (第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(3) 第 90 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 125 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(4) 略

(5) 第 46 条第 1 項の申告書 (法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。)に係る税額 (次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 46 条第 1 項の申告書 (法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延

加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第 46 条第 1 項の申告書 (法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。)、第 90 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 125 条第 1 項の申告書に係る税額 (第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(3) 第 46 条第 1 項の申告書 (法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、第 90 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 125 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

(4) 略

(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延

滞金の徴収)

第 41 条の 2 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第 325 条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第 34 条第 1 号ただし書若しくは第 2 号又は第 35 条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第 39 条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第 4 項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予

滞金の徴収)

第 41 条の 2 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第 325 条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第 34 条第 1 号ただし書若しくは第 2 号又は第 35 条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第 39 条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予

知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第39条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期

知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第39条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）第39条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（2）当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（法人の町民税の申告納付）

第46条 略

2 略

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書に

（法人の町民税の申告納付）

第46条 略

2 略

3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しな

よって納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税

なければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項の申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

額に限る。)については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	
(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間	
(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第 321 条の 8 第 23 項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間	
6 略	5 略
7 略 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)	6 略 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手續)
第 48 条 略	第 48 条 略
2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、	2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、

第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）によ

第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあつては、当該修正

る更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当

申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互

附 則

第6条 削除

免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項（外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）第 33 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。

（２）第 33 条の 6 から第 33 条の 8 まで、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 33 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 33 条の 7 第 1 項前段、第 33 条の 8、第 33 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割

の額」と、第 33 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 34 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項（同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割

の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の
規定による町民税の所得割の額」と
する。

3 所得割の納税義務者が支払を受ける
べき外国居住者等所得相互免除法第 8
条第 4 項に規定する特例適用配当等、
外国居住者等所得相互免除法第 12 条第
6 項に規定する特例適用配当等又は外
国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3
項に規定する特例適用配当等（次項に
おいて「特例適用配当等」という。）に
ついては、第 32 条第 3 項及び第 4 項の
規定は適用しない。この場合において、
当該特例適用配当等については、同条
及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、
他の所得と区分し、その前年中の外国
居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項
（外国居住者等所得相互免除法第 12 条
第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用
する場合を含む。）に規定する特例適用
配当等の額（以下この項において「特
例適用配当等の額」という。）に対し、
特例適用配当等の額（第 5 項第 1 号の
規定により読み替えられた第 33 条の 2
の規定の適用がある場合には、その適
用後の金額）に 100 分の 3 の税率を乗
じて計算した金額に相当する町民税の
所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等
に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1
日の属する年度分の第 35 条の 2 第 1 項
の規定による申告書（その提出期限ま
でに提出されたもの及びその提出期限
後において町民税の納税通知書が送達
される時までに提出されたものに限
り、その時までに提出された第 35 条の
3 第 1 項に規定する確定申告書を含

む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

（2）第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しく

は山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 14 項（同法第 11 条第 10 項及び第 15 条第 16 項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

（４）附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第 20 条の 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5 の税率から租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第 20 条の 2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 32 条及び第 33 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 33 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5 の税率から同法第 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する限度税率（第

する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約

3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約

適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の

適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用が

規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

ある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第33条の9第1項中「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による町民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の

項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。
--	--

（東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 東浦町税条例の一部を改正する条例（平成27年東浦町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則 （町たばこ税に関する経過措置） 第3条 略 2から6まで 略 7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句	附 則 （町たばこ税に関する経過措置） 第3条 略 2から6まで 略 7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、新条例第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

とする。			とする。		
第21条の項及び第21条第2号の項 略			第21条の項及び第21条第2号の項 略		
第21条第3号	第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	略	第21条第3号	第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	略
第90条第4項の項から第93条第2項の項まで 略			第90条第4項の項から第93条第2項の項まで 略		
8から14まで 略			8から14まで 略		

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中東浦町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）第41条の2第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第41条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

3 新条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

- 4 新条例第 46 条第 5 項及び第 48 条第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 46 条第 3 項又は第 48 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 55 号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(課税額) 第 2 条 略 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>54 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54 万円</u> とする。 3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19 万円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して	(課税額) 第 2 条 略 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52 万円</u> とする。 3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17 万円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して

得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。

(1) から (3) まで 略

附 則

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和 37 年法律第 144 号) 第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律 (昭和 37 年法律第 144 号) 第 8 条第 2 項 (同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用利子等の額 (以下この条及び第 21 条において「特例適用利子等の額」という。) の合計額から法第 314 条の 2 第 2

得た額が 52 万円を超える場合には、52 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。

(1) から (3) まで 略

附 則

項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」

<u>とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</u> (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>12</u> 略 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>13</u> 略 (平成 22 年度以降の国民健康保険税の減免の特例) <u>14</u> 略	(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>10</u> 略 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) <u>11</u> 略 (平成 22 年度以降の国民健康保険税の減免の特例) <u>12</u> 略
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定及び第 3 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第 2 条及び第 21 条の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 10 項及び第 11 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

提案理由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 56 号

東浦町手数料条例の一部改正について

東浦町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町手数料条例の一部を改正する条例

東浦町手数料条例（昭和 59 年東浦町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後						改正前					
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）					
手数料 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考	手数料 料の 名称	区分	単位	金額	徴収 の時 期	備考
印鑑登録証明書の交付手数料の項から徘徊高齢者家族支援事業専用端末機利用手数料の項まで 略						印鑑登録証明書の交付手数料の項から徘徊高齢者家族支援事業専用端末機利用手数料の項まで 略					
子育て支援ヘルパー派遣手数料		1 時間につき	220 円	略	略	子育て支援ヘルパー派遣手数料		1 時間につき	180 円以内	略	略
子育て短期支援利用手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略						子育て短期支援利用手数料の項から優良住宅新築認定申請手数料の項まで 略					

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の子育て支援ヘルパーの派遣に係る手数料から適用し、同日前の子育て支援ヘルパーの派遣に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

子育て支援ヘルパー派遣手数料の額を改めるため提案するものである。

議案第 57 号

知多地方教育事務協議会規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定に基づき、知多地方教育事務協議会規約を別紙のとおり変更するため、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

知多地方教育事務協議会規約の一部を変更する規約
 知多地方教育事務協議会規約の一部を次のように変更する。
 次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(協議会の担任する事務) 第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し及び執行する。 (1) 略 (2) <u>知多教科用図書採択地区協議会の庶務に関する事務</u> (3) 及び (4) 略 2 及び 3 略	(協議会の担任する事務) 第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し及び執行する。 (1) 略 (2) <u>小学校及び中学校の教科用図書の採択に関する事務</u> (3) 及び (4) 略 2 及び 3 略

附 則
 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 64 号

指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 7 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等

（1）名 称 東浦町総合ボランティアセンター

（2）位 置 東浦町大字緒川字屋敷貳区 61 番地の 1

2 指定管理者に指定する団体の名称等

（1）名 称 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会

（2）代表者 会長 神 谷 英 一

（3）所在地 東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

3 指定管理者の指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

提案理由

東浦町総合ボランティアセンターの指定管理者に、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会を指定するため提案するものである。

